

日本環境学会第2回常任幹事会

開催日 : 2020年3月11日 15:00~17:00

開催場所 : ※オンライン会議

参加者 : (敬称略) 小堀 北川 浅妻 上園 氏川 佐藤 武田 知足
竹濱 (大会実行委員長) 共立 齋藤 (オブザーバー)

報告事項

- ・とくになし

協議事項

1. 第46回研究発表会の開催か中止の判断は遅くともいつまでに決定するのが望ましいか
2. 上記で、第46回研究発表会は中止と判断した場合は、今年度の延期の可能性はあるか、その場合の時期はいつ頃が望ましいか

・意見等

- ・第46回研究発表会の開催・中止・延期の判断はいつまでにするか？
- ・3月末までには判断してほしい。完全にきめられない状態でもなにかしらのアナウンスを行う必要がある。大学の授業が通常で行えるかもまだわからない。よって大学の会場使用が認められるかも現状ではわからない。
- ・開催1ヶ月前までに開催の判断をしてほしい。
- ・毎年、秋頃は大学行事や大会等が多く延期というのは難しいのではないか。
- ・コロナウイルス感染への対応は極めて重要である。それと同時に研究発表会は年に1回、会員が一堂に会し、研究発表、議論、交流をおこなう会員のための重要な催しでもある。会員の不利益とならない対応も重要であると考えている。

・確認されたこと

- ・最終開催・中止は4月中旬~末までに決定する(延期は考え無い)。
- ・4月末まで大会参加費の振込を中止していただくよう会員に向けアナウンスする。
- ・中止の場合は冊子媒体としての要旨集を作成しない。
- ・懇親会は開催の場合にも今年度は行わない。
- ・大会が開催されなかった場合はweb上に発表原稿を公開し業績として認める。会員資格及び年度年会費を支払っているかを確認する。(2019年度会費・資格)。未納・滞納者は資格無し。
- ・参加費用は返金する(手数料を差し引いた金額など、詳細は今後詰める)。

3. 中止の場合の会員への通知について

- 1) 中止と判断した経緯と発信者名の検討・・・学会長名及び大会委員長名で発信
- 2) 学会員および外部への広報の方法・・・主に情宣部に検討を依頼

4. 今年度の大会を中止とした場合の対応について・・・総会での検討事項、総会での決議、幹事会をどのような方法で行うか

- ・2020年3月末頃に再度常任幹事会を行いその時に案を募り、検討を行う。

・意見

- ・ZOOM ミーティングで開催できないか？
- ・ネット会議で総会を行う場合、開催予定日は現状予定通りの日時で行う？
- ・若手発表セッションは例年どおり募集をかけて行うか？例年どおり募集をかけ、仮に中止となった場合は延期開催の可能性及びその開催方法を検討する。

5. 危機管理委員会を設立してはどうか。

- ・今回に限らず自然災害も含め不測の事態で大会の中止や延期またはそれに類する問題が起こるかもしれない。
- ・関連した項目の議論をおこなう新たな検討部会を設立してはどうか。
- ・学会として大会中止等のキャンセルポリシーなどを作成してはどうか。

・確認されたこと

- ・会則 29 条により常任幹事会の判断で設立ができる専門委員会の一つとして立ち上げる。
- ・危機管理委員会を常任幹事会として設置する。
- ・今回の大会が中止となった場合の参加費のキャンセルポリシーは常任幹事会事項として、今回のみに大会実行委員会の案を適用するものとする。
- ・危機管理委員会は常設の委員会として設立する。

その他

- ・3月末に再度常任幹事会を行う。中止の決定は4月中旬から末日の予定であるが、中止になったときなどのアナウンス案を大会実行委員会が作成する。
- ・突然の中止案内ではなく、その前の実行委員会、今回や次回の臨時常任幹事会などの議論を踏まえて、参加を迷っている会員のために必要事項のみ段階的な経過報告を行うなどの対応が必要である(次回常任幹事会の日程調整は総務部が行う。25日~30日頃で調整)。
- ・温暖化の声明作成の検討委員会は、今後は常任幹事会の判断で設立ができる専門委員会の1つとして設置し、検討する。この専門委員会は時限付き(声明作成とその公開まで)とし、会の名称やメンバーは今後決定する。